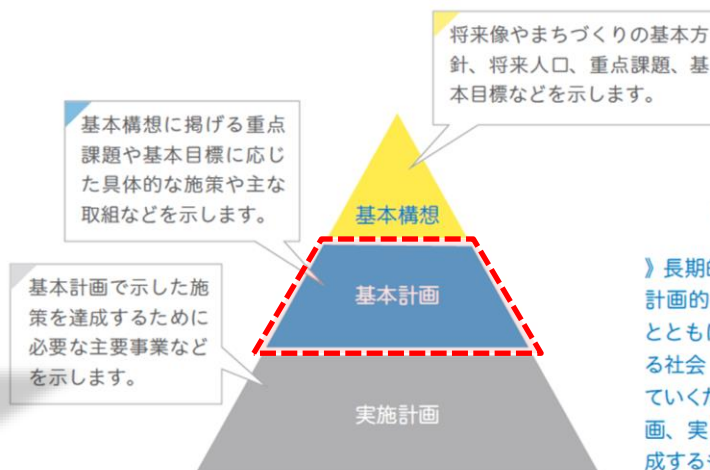
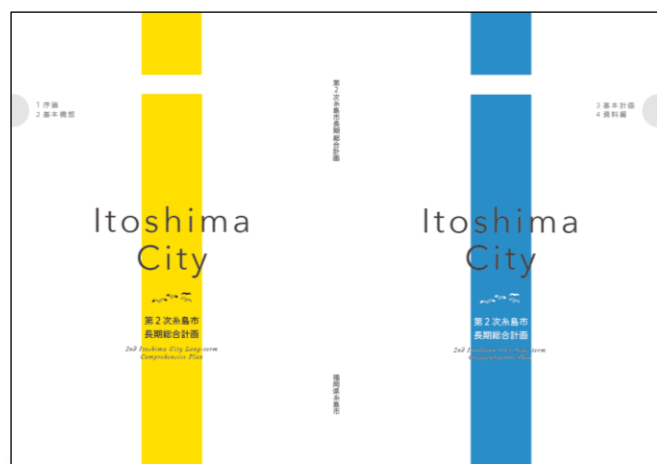


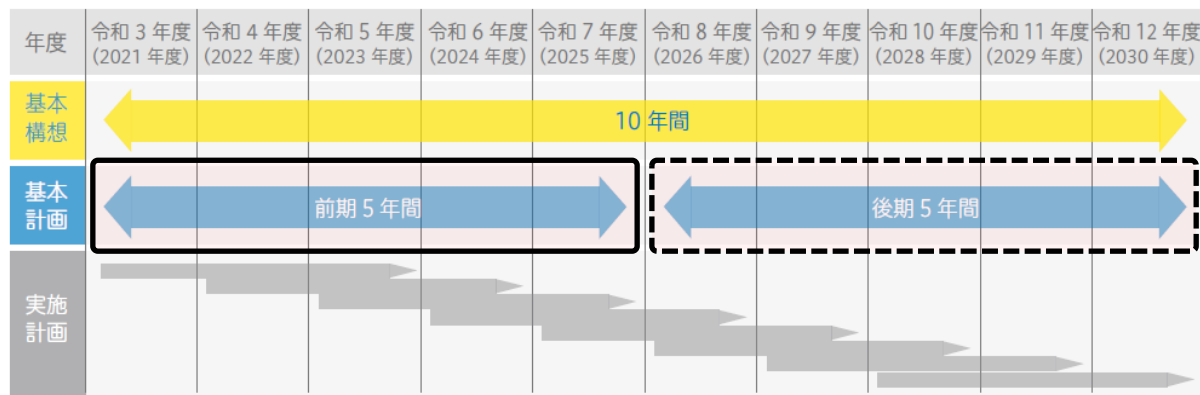
- 市の最上位計画（まちづくりを進めるための羅針盤）
- 計画に基づいて、全ての政策・施策を展開
- 市民のみなさまと、まちづくりの方向性や将来像を共有



01

計画の構成

】長期的な視点に立ち、総合的・計画的にまちづくりを展開するとともに、めまぐるしく変化する社会・経済情勢などに対応していくため、基本構想、基本計画、実施計画の3層構造で構成するものとします。



前期：進捗を確認・検証

後期：策定に係る検討・審議

総合計画審議会の役割(所掌事務)

総合計画審議会では、市長の諮問に応じて、長期総合計画に関する事項について、専門的な見地、また市民の視点で、必要な調査及び審議を行っていただき、諮問に対する答申を取りまとめ、市長に提出していただきます。

**令和6年度：前期基本計画の進捗状況の確認・検証（外部点検）
後期基本計画案に係る調査・審議**

**令和7年度：前期基本計画の進捗状況の確認・検証（外部点検）
後期基本計画案に係る調査・審議及び答申**

総合計画審議会の役割(糸島市総合計画審議会規則)

○糸島市総合計画審議会規則

平成22年1月1日
規則第20号

改正 平成27年3月17日規則第4号
平成29年3月17日規則第2号
令和4年3月25日規則第7号

(趣旨)

第1条 この規則は、糸島市附属機関の設置に関する条例（平成22年糸島市条例第16号）第3条の規定に基づき、糸島市総合計画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて、糸島市総合計画に関する事項について、必要な調査及び審議を行う。

(組織)

第3条 審議会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 行政委員会等の委員
- (2) 市内の公共的団体等の役員又は職員
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 一般公募した市民
- (5) 市長が特に必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する諮問に係る事務が終了するまでとする。ただし、前条第2項第1号に掲げる委員の任期は、その在任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長それぞれ1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会の会議において必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第7条 会長が必要と認めたときは、審議会に専門的事項を分掌させるため部会を置くことができる。

2 部会は、会長の指名する委員をもって組織し、部会長は、部会に属する委員の互選により定める。

3 部会長は、部会の会務を掌理し、部会の審議の経過及び結果を会長に報告しなければならない。

4 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうち、あらかじめ部会長が指名した者がその職務を代理する。

5 前各項に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が会長の同意を得て定める。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、経営戦略部企画秘書課において処理する。

(平27規則4・平29規則2・令4規則7・一部改正)

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規則は、平成22年1月1日から施行する。

附 則（平成27年3月17日規則第4号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月17日規則第2号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月25日規則第7号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。